

徳島市監査委員告示第10号

令和元年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年3月2日

徳島市監査委員	稲	井	博
同	藤	原	晃
同	須	見	矩明
同	中	西	裕一

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

令和元年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第1  
2項の規定により通知します。

監査の結果（令和2年2月3日報告分）に基づく措置状況

市民環境部

監査の結果	措置状況
1 収入事務 (1) 行政財産の目的外使用料について、徴収時期が適正でないものがあった。 (2) 行政財産の目的外使用料について、納入期限の設定が適正でないものがあった。	1 収入事務 (1) 今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理を行います。 (2) 今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理を行います。
2 支出事務 (1) 施設修繕において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。	2 支出事務 (1) 当該契約について直ちに請書を作成しました。今後は、徳島市契約規則に基づき、適正に事務処理を行います。
3 契約事務 (1) 予算執行伺書兼支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。	3 契約事務 (1) 当該予算執行伺書兼支出負担行為書については、会計管理者へ事後協議を行いました。今後は、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正に処理を行います。
4 その他 (1) 出勤簿に押印のないものがあった。	4 その他 (1) 出勤を確認し直ちに押印しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正に処理を行います。